

申請から助成までの流れ

(注意) 補聴器を購入する前に申請が必要です。購入済みのものは助成対象になりません。

1. **申請者** 補聴器相談医を受診

対象要件の聴力レベルで補聴器装用が必要と診断された場合、医師に「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」を作成してもらう



2. **申請者** 補聴器販売店で見積書を作成

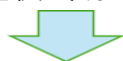
認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で見積書を作成してもらう



3. **申請者** 市へ申請

【申請に必要な提出書類】

- ① 助成金交付申請書
- ② 補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)の写し
- ③ 補聴器販売店が作成した見積書
- ④ 委任状(助成対象者以外のかたが代理で申請する場合に限る)



4. **市** 申請書類を審査の上、交付決定者へ下記の書類を送付 (a) 助成金交付決定通知書、(b) 助成券、(c) 助成金支払請求書兼委任状 (要件に該当しない場合は不交付決定通知を送付)



～助成金交付決定通知等の書類が届いたら～

5. **申請者(交付決定者)** 見積書を作成した補聴器販売店で補聴器を購入 交付決定者は、上記(b)助成券と(c)助成金支払請求書兼委任状(押印必要)、印鑑を持参し、補聴器を購入(助成額(上限3万円)を差し引いた金額で購入)



6. **補聴器販売店** 市へ助成金を請求(代理受領)

【補聴器販売店から市への提出書類】

- ・上記(b)助成券と(c)助成金支払請求書兼委任状、領収証控えの写し



7. **市** 補聴器販売店へ助成金を支払う(振込)

補聴器は購入して終わりではありません。

自分に合った補聴器にするためには、常時補聴器を装用し、販売店での調整を繰り返しながら、約3ヵ月程度のトレーニングが必要です。また、聴力は時間の経過とともに変化していきますので、聞こえ方が気になるときは、早めに医療機関を受診しましょう。